

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の立入り測量及び物件調査  
公共測量の終了  
医療機関に対する設備の承認  
基準看護等の一部改正
- ◇公安告示 速度制限の改正
- ◇公告 宅地建物取引員の選考合格者

## 告示

### 鳥取県告示第二百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測  
量及び物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受  
けた。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者 建設大臣

二 事業の種類 一級国道九号線改築工事

三 立ち入るべき土地

東伯郡羽合町大字字野

” 大栄町大字由良宿、大字妻波、  
大字大谷

” 東伯町大字八橋

” 赤碓町大字別所

米子市久米町、祇園町一丁目、祇園町  
二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、  
日の出町、上場谷

四 立入期間

昭和三十四年四月十五日から昭和三十  
四年十二月三十一日まで

### 鳥取県告示第二百二十八号

次のとおり公共測量を終了した旨、岡山農地事務局長  
から通知を受けた。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業の種類 公共測量  
 二 作業地域 中海沿岸地域  
 三 終了月日 昭和三十四年三月二十五日

鳥取県告示第二百二十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基き、定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第百七十八号）の規定により、次の医療機関に対する設備の実施を承認した。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施 設	名 称	所 在 地	基 準 看 護		採用点数表
			承認番号	承認年月日	
幡 病 院	鳥取市吉方二五二ノ一	鳥取市吉方二五二ノ一	(看) 第六号	昭和 三四、四、一	精神病棟(二病棟) 五一床
			(二)		
渡 辺 病 院	東町三四七	東町三四七	(看) 第七号	"	(一) 三病棟
			(三)		一〇五床

鳥取県告示第二百三十号

昭和三十三年十月鳥取県告示第五百号（基準看護、基準給食、基準寝具設備の承認について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年四月一日から適用する。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市立鳥取市民病院の項を次のように改める。

施 設	名 称	所 在 地	基 準 看 護		基 準 給 食	
			承認番号	承認年月日	承認番号	承認年月日
市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	鳥取市古市一	(特看) 第七号	昭和 三四、四、一	一般病棟(四病棟) 一七四床	食第三号
			(一)			昭和 三三、一〇、一
"	"	"	(特看) 第八号	"	結核病棟(一病棟) 五〇床	"
			(三)			"

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法第十条の規定による速度制限について）の一部を

次のように改正し、昭和三十四年四月二十八日から施行する。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀

安 成 文

県道倉吉高城線倉吉市横田一一七番地地先から同地内四九七番地地先までの間

五〇〇

〃

二〇〇

〃

を

県道森岡田線倉吉市横田一一七番地地先から同地内四九七番地地先までの間

五〇〇

〃

三〇〇

〃

に

県道長瀬倉吉線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一番地地先までの間

四三〇

〃

二五〇

〃

を

県道羽合上井停車場線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一番地地先までの間

四三〇

〃

三〇〇

〃

に改め、

県道鳥取倉吉線東伯郡東郷町大字藤津字一里塚二五八番地地先から同町大字方地字二清水一〇五七番地地先までの間

三〇〇

〃

二〇〇

〃

を削る。

公 告

宅地建物取引員の選考合格者(第二回)は、次のとおりである。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小 谷 藤 一  
坂 内 義 雄  
木 村 勝 三 郎  
坂 内 和 夫